

平成 24 年度以降の保健師免許保有者による 養護教諭二種免許状の授与申請について

教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 で定める科目の履修について

「保健師の免許を受けていること」を基礎資格とする養護教諭二種免許状の授与に当たっては、教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 で定める 4 科目（※）について、所定の単位数を修得していることが必要です。（教育職員免許法別表第 1 備考第 4 号、同法別表第 2）

※教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 で定める科目

日本国憲法	2 単位
体育	2 単位
外国語コミュニケーション	2 単位
「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」 又は「情報機器の操作」	2 単位
合計	8 単位

従来、これらの科目については、単位修得の確認は必要がないものとして運用されてきましたが、平成 22 年 8 月及び 12 月に文部科学省から取扱いが示され、本県ではこれまでの運用を見直し、平成 24 年度からこれらの科目について、「学力に関する証明書」により単位の修得を確認することといたしました。

つきましては、平成 23 年度以前に保健師免許を受けられた方でも、平成 24 年度以降に養護教諭二種免許状の授与申請を行われる場合には、単位を修得された大学等から発行された「学力に関する証明書」に基づく修得単位の確認が必要となりますので、御了解願います。

なお、教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目が未修得（一部が未修得の場合も含む。）の場合には、大学等でその単位を修得していただく必要がございますので御注意ください。

※「学力に関する証明書」は単位を修得された大学等から教育職員免許状申請用に発行されたものであり、一般的な成績証明書による代替はできません。